

イギリス—ソリシタ修習生の最低賃金が当面維持される

国際室研究員

三枝 麻由美 ● Saegusa, Mayumi

1 ソリシタとバリスタ

イギリスの法曹には、ソリシタとバリスタの2種類がある。バリスタは法廷弁論者であり、基本的に法廷に常駐するか、あるいはそのための準備を行う。ソリシタは、法廷において口頭弁論者として活躍する一部のソリシタを除き、多くのソリシタが法廷とは無関係で、通常交渉的な仕事（経済活動に関する取引、土地・不動産に関する取引、遺言など）に従事している。しかし最近の動向としては、バリスタとソリシタによる分業制度がよりゆるやかなものへと変化している。その例として、バリスタの法定弁論権の独占をある程度制限して、ソリシタの口頭弁論権が拡大されている。また、これまで依頼者はソリシタを介さないとバリスタに事件を依頼できなかったが、近年は一定の業務内において、依頼者がバリスタへ直接に依頼を行えるようになってきている。

ソリシタとバリスタは養成制度も異なる。ソリシタの養成過程は、①大学（学部レベル）での法曹教育段階、②ソリシタとしての実務的な知識および技能の研修段階、③先輩のソリシタの指導・監督の下での実務修習段階という3段階に主に区分されている。イギリスの通常の法曹教育の課程では、学生はまず法学士（通常3年）を取得する。その内容の中心は、法制度、契約、あるいはヨーロッパ連合法などの法律科目であるが、法律科目のほかにも、学生は選択的に自分の興味・関心に応じて必要な科目を履修することができる。学生の中には卒業後法曹にならない者もいるが、法曹を志望する学生は、この段階でソリシタになるかバリスタになるかを選択しなければならない。法学士を取得しなかった者に対しては、共通の法学中心科目を提供する教育を受け、共通資格試験に合格すると法学士資格者と同等の資格が与えられる。ソリシタ志望者は法学士取得後、1年間のリーガル・プラクティス・コース（LPC）という法実務課程に入る。この1年間のコースを終えると法律事務所と契約し、2年間の修習生となる。2年間の実務修習期間中は、給与は法律事務所から支払われる。修習先の法律事務所は、ソリシタの団体であるロー・ソサエティにより認可されたものに限られる。2年間の修習期間を修了すれば、一人前のソリシタとして実務を担当することとなる。

2 ソリシタ修習生の最低賃金制度

ソリシタ修習生⁽¹⁾の給与を一定水準以上に保つため、1982年度に最低賃金制度が導入されている。しかしながら、近年、この最低賃金制度の撤廃論が浮上している。これに対して、ソリシタ規制局（Solicitors Regulation Authority）⁽²⁾では、同制度を撤廃するかどうかの議論を行っていたが、先頃、当面は同制度を維持することを決定した。ソリシタ

の修習生の最低賃金は、現在のところ、ロンドン地区は年間17,110ポンド（約420万円）、その他は年間15,332ポンド（約380万円）と設定されている。但し、修習生の受け入れ先である法律事務所がソリシタ規制局に申請をして認められると、同制度の適用を免除される場合もある。しかし、その場合でも年間12,150ポンド（約282万円）以下になることは認められていない。ちなみに、2005年度には25件が同制度の免除を認められた。

最低賃金制度を支持する声は、ソリシタ修習生の労働搾取を防ぎ、多様な層の人々がソリシタを目指すために必要であるとしている。ソリシタ修習生の搾取を懸念する声の背景には、ソリシタ修習生数やソリシタのリーガル・プラクティス・コース（LPC）数が増大する一方で、ソリシタ修習生を雇う法律事務所の求人数が増えていないという現状がある。ちなみに2003年は、ソリシタ修習生の求職者数7,377に対して、修習生の求人数は5,650であった。2006年は、それぞれ8,262、5,751となっている。

今回の決定の判断材料となったソリシタ規制局が行ったアンケート調査は、回答者の4分の3はソリシタ修習生や学生などであったため、被雇用者側の意見が強く反映されていることは否めない。雇用者側の意見に限ってみれば、現在は修習生を雇用していない法律事務所の多くは同制度の撤廃を支持している。これらの事務所は、最低賃金制度が撤廃されれば、修習生をもっと雇用してもよいと回答している。

ソリシタ修習生会（Trainee Solicitors Group）のワース会長は、今後は最低賃金制度をパラ・リーガルなどの隣接法務職にも導入することを目指すとしている。その理由として、パラ・リーガルの年収が1万ポンド（約247万円）程度としている法律事務所が多数存在するため、パラ・リーガルの給与水準の引き上げを行うことが必要であると指摘している。

参考資料

- "The minimum salary survives-for now." p.1, 3, & 16. *Gazette*, 31 May 2007.
Solicitors Regulation Authority. 2007. "Trainee minimum salary consultation: Analysis of responses."
住吉博 1999「イギリスの法曹教育」『自由と正義』12月号 p.28-49
鯉越益弘 2006「イギリスの法曹養成制度」『法律時報』78巻2号 p.71-73
ニコラス・M・オリー英国カレッジ・オブ・ロー国際部長、ジェンキンズブリティッシュ・カウンシル社会科学部門代表「法学教育の在り方等に関する調査研究協力者会議 第7回議事要旨」1999/10/21

- (1) ソリシタの養成制度では、リーガル・プラクティス・コースを修了しソリシタ資格を取得後、2年間の実務経験を経て、ソリシタとして単独で業務を遂行することができる。このため、本文で用いる「修習生」とは、日本の司法修習生とは意味合いが異なる。
- (2) ソリシタ規制局は2007年1月29日に設立され、イギリスに10万人以上いるソリシタに対する規制を行う機関である。以前は、ロー・ソサエティ規制委員会という名称であったが、専門職の代表機関と規制機関は分離するべきであるとのクレメンティ報告書を受けて、ロー・ソサエティからの独立性を強調するために名称を変更した。現在は、事務的および法的な理由からロー・ソサエティの下に属するが、運営は独立して行われている。